

法定外公共物工事施工許可申請(条例第4条関係)

2部(正副各1部)提出

申請から許可までは通常2～3週間(ただし、土日祝日等の閉庁日・申請書類の不備に要する期間は除きます)かかりますので、申請書は余裕を持ち早めにご提出ください。

法定外公共物工事施工許可申請書	
添付書類	
・位置図(付近見取図)	現地が明確に判る図。
・占用場所の登記簿謄本	原本
・公図(地籍図)	原本
・全体計画図	計画図に官民境界線(着色)を記載すること。
平面図	縮尺、方位、地名、構造物、施工する構造物の位置・数量・寸法、官民境界線(着色)等を記載すること。
断面図	構造物、施工する構造物等、官民境界線(着色)、土被り・離隔等を記載すること。
・施工する構造物等の詳細図	
構造図	材質、構造、寸法、規格等を記載すること。
面積求積図 等	
・境界確定書の写し	
・誓約書	
・工事に関する同意書	自治会長、隣接地関係者等。 正1部には必ず原本を添付すること。 ※水路に関する占用の場合は地元水利組合長の同意書も必要。
・その他必要な書類	
委任状、現況写真等	代理申請する場合は、委任状が必要。

※通路橋及び通路の設置については、占用料は徴収しないが、申請手数料として3,000円必要となります。